

第4次一関市 行政改革大綱・集中改革プラン

令和3年3月

一 関 市

目 次

1 行政改革大綱	
(1) 策定の目的	1
(2) 目指す方向	2
(3) 基本方針	2
(4) 基本方針に基づく取組	4
(5) 取組の期間	4
2 集中改革プラン	
(1) 協働によるまちづくりの推進	5
(2) 職員と組織の最適化	7
(3) 事務事業、公共施設の見直し	9
(4) 財政運営の健全化	13
(5) I C T（情報通信技術）の活用	17
(参考) 改革実施項目別の項目数	19
3 行政改革の推進体制	
(1) 推進体制	20
(2) 推進体制図	21
4 行政改革による財政効果額	
本プランの取組によって見込まれる財政効果額	22
参考資料	
S D G s における 17 のゴール	23

1 行政改革大綱

(1) 策定の目的

これまで当市では、限られた財源や人材の中にあっても、魅力あるまちづくりや地域の活性化を推進するため、平成18年度から5年ごとに、行政改革大綱及び集中改革プランを定め、行政改革に取り組んできました。

また、市民、各種団体、企業、行政それぞれの適切な役割分担のもと、様々な分野での協働を推進してきたところです。

【(参考) これまでの取組】

- ・平成18年度～平成22年度 行政改革大綱及び集中改革プラン
- ・平成23年度～平成27年度 第2次行政改革大綱及び集中改革プラン
- ・平成28年度～令和2年度 第3次行政改革大綱及び集中改革プラン

今後も、人口減少や少子高齢化の進行、多様化する市民ニーズに対応していくためには、市民が必要とする行政サービスを的確に把握しながら、効果的・効率的な行政運営を行うことが必要です。

また、SDGs（※1）の推進や「新しい日常」（※2）への対応など、新たな取組も求められています。

当市では、こうした社会情勢の変化や新たな行政課題に対応するため、令和3年度から7年度までを計画期間とした、総合計画後期基本計画に基づく取組を行います。

総合計画に掲げたまちづくりの将来像「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一閣」の実現に向け、後期基本計画に基づく取組を着実に推進するためには、今後も行政サービスの質を高めていくとともに、しっかりととした行財政基盤を作り上げることが必要です。

このため、第4次行政改革大綱・集中改革プランを策定し、引き続き行政改革に取り組みます。

※1 エスディージーズ サステイナブル デベロップメント ゴールズ
S D G s (Sustainable Development Goals)：持続可能な開発目標。2015年9月に開催された国連サミットにおいて採択され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。17のゴールと169のターゲット（具体目標）から構成され、地球上の「誰ひとり取り残さない」という理念を掲げている

※2 「新しい日常」：国では、新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策として、「新しい生活様式」への移行と実践・定着を提唱している。具体的には「3つの密（密閉、密集、密接）を徹底的に避ける」、「手洗いや人ととの距離の確保など基本的な感染対策を続ける」、「テレワーク、時差出勤、テレビ会議などにより人との接触機会を削減する」などの生活様式を示すものであり、あらゆる人が日常生活の中で実践し、感染拡大の防止と社会経済活動の維持を両立させていく必要があるとしている

(2) 目指す方向

市民が必要とする行政サービスを的確に把握しながら、質の高い行政サービスを持続的に提供するため、柔軟な発想で行政改革に取り組みます。

また、市民、各種団体、企業、行政それぞれの適切な役割分担のもと、様々な分野での協働を推進するとともに、民間活力の活用を図りながら、行政サービスの向上や行政コストの縮減に取り組みます。

市民との協働や民間活力の活用により、質の高い行政サービスを持続的に提供

【(参考) これまでの目指す方向】

- ・第2次行政改革大綱及び集中改革プラン
「市民起点に立った質の高い市民サービスの提供」
- ・第3次行政改革大綱及び集中改革プラン
「質の高い行政サービスを持続的に提供するための市民との協働による行政運営」

(3) 基本方針

目指す方向の実現には、行政の経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）を効果的・効率的に活用する必要があるため、次の5つを基本方針として行政改革に取り組みます。

なお、基本方針や集中改革プランに記載していないものにあっても、多様な視点で検討しながら、行政改革に取り組むこととします。

- ① 協働によるまちづくりの推進
- ② 職員と組織の最適化
- ③ 事務事業、公共施設の見直し
- ④ 財政運営の健全化
- ⑤ I C T（情報通信技術）の活用

① 協働によるまちづくりの推進

- 市民、各種団体、企業、行政それぞれの適切な役割分担のもと、様々な分野での協働を推進するとともに、自立型の地域づくりの取組を支援します。
また、行政情報の公表により、市民との情報共有を行います。

② 職員と組織の最適化

- 社会情勢の変化や新たな行政課題に対応するため、職員個々の執務能力と組織力の向上を図るとともに、市民ニーズに的確かつ柔軟に対応できる組織体制の構築に努めます。

③ 事務事業、公共施設の見直し

- 事務事業の効率的な取組を推進するとともに、市民ニーズや費用対効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討します。
- 公共施設については、将来にわたり施設を利用した行政サービスを安全かつ持続的に提供するため、公共施設等総合管理計画 第1期中期計画（※3）に基づく見直しを行います。

④ 財政運営の健全化

- 市税などの自主財源の確保に努めるとともに、歳出の徹底的な見直しにより、財政の健全化を推進します。

また、補助金や負担金は、その目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討します。

- 地方公営企業については、中・長期的な視点に立った健全な運営を目指すとともに、定期的に料金などの水準の検証を行い、負担の公平化と適切な財源確保に努めます。
- 第三セクターについては、事業内容や経営状況を常に把握し、継続的な指導・監督を行います。

⑤ I C T（情報通信技術）の活用

- I C T（※4）については、導入の可能性や費用対効果などを検討し、民間のノウハウなどを取り入れながら、I C Tを活用した新たな行政サービスの提供に努めます。

また、定型的な業務は、ソフトウェアロボットによる自動化などにより、内部事務の合理化を推進します。

※3 公共施設等総合管理計画 第1期中期計画：行政財産の建物系施設の延床面積を概ね1割縮減することを目標に掲げ、3つの取組「施設保有の見直し」、「計画的な施設保全」、「新しく造ることから賢く使うことへ」に基づき、施設保有の最適化に取り組む計画。計画期間は、平成30年度から令和8年度までの9年間

※4 I C T（Information and Communication Technology）：情報通信技術。現在、行政手続きのオンライン化や定型的な業務の自動化などへの活用が進められており、今後も更多的な活用が期待されている

(4) 基本方針に基づく取組

- ① 具体的な取組については、「2 集中改革プラン」で改革実施項目を定めます。
- ② P D C Aサイクル【計画(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)】の手法により、継続的に取組の改善を図ります。
- ③ 改革実施項目は、市民目線でわかりやすい項目であるとともに、目標や実施時期を明確にするよう努めます。
- ④ S D G s を推進するため、基本方針ごとに17のゴール（23ページ参照）の中から該当する取組を表示します。

(5) 取組の期間

- ① 総合計画後期基本計画と連動した取組のため、令和3年度から7年度までの5年間とします。
- ② I C Tの活用など、急速な社会情勢の変化に対応する必要がある場合は、集中改革プランの改革実施項目を見直すこととします。

2 集中改革プラン

(1) 協働によるまちづくりの推進



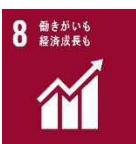
① 市民、各種団体、企業、行政それぞれの適切な役割分担のもと、様々な分野での協働を推進するとともに、自立型の地域づくりの取組を支援します。

また、行政情報の公表により、市民との情報共有を行います。

改革実施項目		内容	実施時期	所管課
1	地域協働体への支援 (継続)	<p>地域協働体の活動強化に向け支援し、共に課題解決にあたる。</p> <p>また、地域協働体の未設立の地区について、地域協働体の組織づくりを支援する。</p> <p>【目標】 第2次地域協働推進計画に基づき、各地域の課題解決のため、市と地域協働体が連携して取り組むとともに、全地域で地域協働体が設立されるよう支援する。</p>	毎年度	まちづくり推進課 各支所地域振興課
2	自主防災組織等の育成 (継続)	<p>自主防災組織の未設立の地域について、自主防災組織の組織づくりを支援する。</p> <p>また、地域での各種訓練など自主防災組織の活動を支援するとともに、その活動をサポートする指導員の育成を図る。</p> <p>【目標】 令和7年度までに、市防災指導員(AID)を、市内の自主防災組織(323組織)の約半数である、160人を養成する。</p>	毎年度	防災課
3	救命講習等の開催 (継続)	<p>早期の応急手当による救命率の向上のため、応急手当に関する啓発活動に取り組むとともに、普通救命講習やAEDを活用した救命技術や知識の普及啓発を図る。</p> <p>【目標】 令和7年度までに、次の講習(いずれもAEDの使用方法を含む)において、市の人口の約8割にあたる83,000人の受講を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 普通救命講習 ② 上級救命講習 ③ 救命入門コース 	毎年度	消防課

改革実施項目		内容	実施時期	所管課
4	行政情報の公表 (継続)	<p>行政情報を市民と共有することで、市政に対する関心を持つてもらい、自ら課題解決の担い手となるよう、わかりやすく的確な情報発信を行う。</p> <p>【目標】</p> <p>次の行政情報の公表を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員給与 ② 財政状況 ③ 補助金、負担金 ④ 公の施設、指定管理者制度導入施設 ⑤ 第三セクターの経営状況 ⑥ 集中改革プランの実施状況 	毎年度	①職員課 ②～⑥財政課

(2) 職員と組織の最適化



- ① 社会情勢の変化や新たな行政課題に対応するため、職員個々の執務能力と組織力の向上を図るとともに、市民ニーズに的確かつ柔軟に対応できる組織体制の構築に努めます。

改革実施項目		内容	実施時期	所管課
1	人材の育成 (継続)	各種研修の充実などにより、職員の能力向上に取り組む。 【目標】 毎年度、研修計画の見直しを行い、職員へ周知する（「明日にはばたく」）。	毎年度	職員課 各課
2	業務改善の推進 (継続)	各部署、各職員の業務改善の取組を推進し、その取組を共有することにより、積極的に変革を行う組織風土の醸成と、生産性の高い組織の形成を図る。 【目標】 毎年度、各所属での取組を募集し、職員へ周知・共有する（「これE！プロジェクト」）。	毎年度	職員課 財政課 各課
3	業務執行体制の見直し (継続)	全序的な組織体制の改編と事業執行の見直しにより、効率的な事務執行体制を構築する。 【目標】 毎年度、見直しを行う。	毎年度	職員課
4	定員適正化計画の推進 (継続)	質の高い行政サービスを提供するとともに、財政の健全化と効率的な行政運営を図るために、定員適正化計画を推進する。 【目標】 定員適正化計画に基づき、職員を配置する。	毎年度	職員課
5	給与の見直し (継続)	社会経済情勢や近隣自治体における給与水準などの動向に注視しながら、必要に応じて見直しを行う。 【目標】 人事院勧告及び県人事委員会勧告を尊重しながら、適正な給与水準となるよう、必要に応じて見直しを図る。	毎年度	職員課

改革実施項目		内容	実施時期	所管課
6	時間外勤務の縮減 (継続)	<p>事務事業や公共施設の見直し、ＩＣＴを積極的に活用した内部事務の合理化などにより、時間外勤務を縮減する。</p> <p>【目標】</p> <p>① 各課は、ＩＣＴ導入事業の検討を行う。</p> <p>② 職員課は、時間外勤務等縮減マニュアルを周知する。</p>	毎年度	職員課 各課
7	日直業務の見直し (継続)	<p>支所の日直業務のあり方について、検討する。</p> <p>【目標】</p> <p>各地域での日直業務の存廃について、方向性を見出す。</p>	～令和6年度	職員課

(3) 事務事業、公共施設の見直し



① 事務事業の効率的な取組を推進するとともに、市民ニーズや費用対効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討します。

改革実施項目		内容	実施時期	所管課
1	施策の評価 (継続)	<p>総合計画後期基本計画などで定めた指標に基づき進捗状況を評価するとともに、総合計画審議会などに報告し意見を求める。 【目標】 指標の進捗状況を評価し、総合計画審議会などで報告する。</p>	毎年度	政策企画課 各課
2	事務事業の見直し (継続)	<p>効率的な取組を推進するとともに、市民ニーズや費用対効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討する。 【目標】 ① 財政課は、当初予算要求にあたり、各部の一般財源の削減目標額を設定する。 ② 各部は、市民ニーズの把握や費用対効果を検証し、予算要求を行う。</p>	毎年度	財政課 各部
3	市広報の発行回数の見直し (新規)	<p>情報の集約化を図るため、発行回数を月2回から月1回に見直しを行う。 【目標】 令和3年5月号（令和3年4月発行）から、月1回発行する。</p>	令和3年度	広聴広報課
4	公用車の縮減 (継続)	<p>稼働率の低い公用車の縮減を図るとともに、更新が必要な大型車両については、民間委託を進める。 【目標】 台数の縮減を図るとともに、効率的な運用を進める。</p>	毎年度	財政課 各所管課
5	市営バス路線の再編 (新規)	<p>1便あたりの平均乗車人数が2.0人未満の市営バス路線については、運行内容の見直しなどで利用促進を図る。または、デマンド交通への再編などを検討する。 【目標】 市営バス及び廃止路線代替バスについて、1便あたり平均乗車人数2.0人未満の路線の運行内容を見直す。 ・平成30年度 22路線 ・令和5年度 11路線</p>	令和5年度	まちづくり推進課 各支所地域振興課

改革実施項目		内容	実施時期	所管課
6	デマンド型乗合タクシー運行事業費補助金の見直し (新規)	<p>地域ごとに異なる補助金の算定方式を統一する。</p> <p>【目標】 全地域の補助金の算定方式を統一する。</p>	令和7年度	まちづくり推進課 各支所地域振興課
7	市役所出張所の見直し (継続)	<p>大東地域の4出張所(摺沢、興田、猿沢、渋民)の存廃について、行政サービスの代替方法の確保を含め、見直しを行う。</p> <p>【目標】 4出張所の存廃について、地域の意向を踏まえつつ、方向性を見出す。</p>	～令和6年度	市民課 大東支所地域振興課、市民課
8	保育施設に係る給食調理業務のあり方の検討 (継続)	<p>学校給食調理業務の民間委託の進捗状況を踏まえ、業務のあり方について検討する。</p> <p>【目標】 児童数の減少による保育施設の再編計画と調理員数の推移を踏まえ、調理業務を効率的かつ安定的に遂行するために必要な体制を検討しながら、民間委託の方向性を見出す。</p>	～令和7年度	子育て支援課 各支所保健福祉課
9	学校給食調理業務の民間委託 (継続)	<p>学校給食調理業務について、民間委託を推進する。</p> <p>【目標】 直営の真滝学校給食センターの民間委託を進める。</p>	～令和4年度	教育総務課 学校教育課

② 公共施設については、将来にわたり施設を利用した行政サービスを安全かつ持続的に提供するため、公共施設等総合管理計画 第1期中期計画に基づく見直しを行います。

改革実施項目	内容	実施時期	所管課
1 公共施設等総合管理計画の推進 (継続)	<p>計画に基づき施設保有の見直しを行うとともに、予防保全により計画的な改修を行う施設については、保全工事予定表を作成し、安全性の確保の取組を行う。</p> <p>【目標】 令和8年度までに、行政財産の建物系施設の延床面積を、概ね1割縮減する。 ※ 平成27年4月1日現在の延床面積との比較。概ね1割は約72,000 m²。</p>	毎年度	財政課 各所管課
2 自治集会所として使用する公の施設の譲渡 (継続)	<p>公の施設のうち、その利用の形態が専ら当該地域の限られた少数の自治会エリアの利用となっているもの（千厩・東山・室根・藤沢地域）について、他地域との負担の公平性から、地元自治会への譲渡を推進する。</p> <p>【目標】 順次、譲渡を進める。</p>	毎年度	まちづくり推進課 農政課 支所地域振興課（千厩・東山・室根・藤沢）、産業建設課（東山）
3 学校規模の適正化による望ましい教育活動の展開 (継続)	<p>児童・生徒の減少状況や義務教育施設の現況を踏まえ、よりよい教育環境の確保に向け、学校規模の適正化を推進する。</p> <p>【目標】 室根地域小学校、花泉地域小学校の統合整備の推進及び、大東地域中学校の再編に向けた地域との話し合いを進める。</p>	令和4年度～6年度	教育総務課 支所地域振興課（花泉・大東・室根）
4 閉校した学校施設の活用 (新規)	<p>学校規模の適正化の推進により、閉校学校施設の増加が見込まれることから、①行政目的的活用、②地域団体による活用、③民間活力による活用の順で検討を進める。</p> <p>【目標】 ①「行政目的の活用」のための検討、②「地域団体による活用」のための協議、③「民間による活用」のための募集などの働きかけについて、それぞれの施設のおかれた状況などに留意しながら、活用の方向性を見出す。</p>	毎年度	教育総務課 各支所地域振興課
5 保育施設等の配置と運営方法の見直し (継続)	<p>児童の減少状況や保育施設などの現況を踏まえ、保育園と幼稚園の再編や運営方法の見直しを行う。</p> <p>【目標】 大東地域の摺沢保育園と摺沢幼稚園を統合し、認定こども園に移行する。 また、児童の減少状況を踏まえながら、保育所再編の基本方針に基づき再編を進める。</p>	令和6年度	子育て支援課 教育総務課 学校教育課 大東支所地域振興課、保健福祉課

改革実施項目		内容	実施時期	所管課
6	保健センターのあり方の検討 (継続)	各保健センターの機能と、施設のあり方について検討する。 【目標】 各保健センターの機能と、施設のあり方を整理し、条例改正等を行う。	～令和4年度	健康づくり課 各支所保健福祉課
7	市民センターの管理運営 (継続)	地域づくり活動の拠点施設としての機能をより高めるため、第2次地域協働推進計画に基づき、指定管理者制度の導入を推進する。 【目標】 順次、指定管理者制度を導入する。	毎年度	まちづくり推進課 各支所地域振興課
8	指定管理者制度導入施設の評価 (継続)	指定管理者制度を導入している施設について、外部の視点による客観的な評価を行い、行政サービスの質の向上を図る。 【目標】 外部の視点による客観的な評価を導入し、より質の高い指定管理者制度の運営を図る。	令和4年度	財政課 各所管課
9	公共施設の維持管理費の縮減 (継続)	電力受給契約の見直しと照明のLED化を進め、維持管理コストの縮減を図る。 【目標】 順次、電力受給契約の見直しと照明のLED化を進める。	毎年度	財政課 各所管課
10	公共施設に係る使用料の見直し (継続)	将来にわたり施設を利用した行政サービスを安全かつ持続的に提供するため、受益者と税負担の公平性を図りながら、使用料の見直しを行う。 【目標】 適切な時期を見定め、条例改正等を行う。	～令和4年度	財政課 各所管課
11	学校体育施設開放の有料化 (継続)	学校体育施設開放の有料化に向けた取組を行う。 【目標】 他の公共施設との均衡を図るため、他の施設の使用料改定の時期を捉えて、学校体育施設開放についても有料化を図る。	令和4年度	教育総務課

(4) 財政運営の健全化



① 市税などの自主財源の確保に努めるとともに、歳出の徹底的な見直しにより、財政の健全化を推進します。

また、補助金や負担金は、その目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討します。

改革実施項目		内容	実施時期	所管課
1	企業版ふるさと納税（※5）の活用（新規）	<p>S D G s の推進など、寄附企業から共感を得られる事業を検討・選定し、寄附の募集を行う。</p> <p>【目標】 市の「まち・ひと・しごと創生推進事業」に対し、企業から寄附を募り、事業の財源として活用する。</p>	毎年度	政策企画課 各所管課
2	広告掲載事業の実施（継続）	<p>自主財源の確保、質の高い行政サービスの提供と地域経済の活性化を図るために、市の資産を広告媒体として活用する。</p> <p>【目標】 広告媒体の活用について周知を行い、自主財源の確保を図る。</p>	毎年度	財政課 各所管課
3	市有財産の売却等（継続）	<p>市有財産について、有効活用の観点から遊休資産の売却や貸付により、財産収入の確保を図る。</p> <p>【目標】 遊休資産の売却や貸付を進め、自主財源の確保を図る。</p>	毎年度	財政課 各所管課
4	収納率の向上と滞納防止対策の実施（継続）	<p>市税等収納対策委員会において、市税や税外収入の収納率の向上と滞納防止対策に取り組むとともに、全局的に適正な債権管理を推進する。</p> <p>また、徴収困難な事案については、法令の規定に基づく処分や回収を行い、債権管理条例などに基づき適正に対応する。</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 納付方法の拡充により、利便性の向上を図る。 ② 滞納整理や法的回収手段の実施により、滞納額を圧縮する。 	毎年度	収納課 各支所市民課

※5 企業版ふるさと納税：正式名称は「地方創生応援税制」。国が認定した地方公共団体の「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対し、企業が寄附を行った場合に税制上の優遇措置が受けられる（最大で寄附額の約9割が軽減）

改革実施項目		内容	実施時期	所管課
5	補助金や負担金の見直し (継続)	<p>目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討する。</p> <p>【目標】</p> <p>① 財政課は、当初予算要求にあたり、各部の一般財源の削減目標額を設定する。</p> <p>② 各部は、目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、予算要求を行う。</p>	毎年度	財政課 各部
6	診療所の経営の健全化 (継続)	<p>診療所については、医療機関の無い地域における保健医療の拠点としての役割を担っており、診療状況を検証しながら経営の健全化を図る。</p> <p>【目標】</p> <p>定期的に、各診療所の月ごとの決算及び診療状況を検証するとともに、運営に係る情報の共有を図る。</p>	毎年度	健康づくり課 各診療所
7	工業団地の売却 (継続)	<p>花泉地域（上油田第二）と川崎地域（大久保）の工業団地の早期売却に努める。</p> <p>【目標】</p> <p>令和7年度までに、売却を目指す。</p>	毎年度	工業労政課 支所産業建設課(花泉・川崎)
8	宅地分譲地の売却 (継続)	<p>東山地域（サンヒル柴宿）、川崎地域（跳子台）、藤沢地域（サンパルナ名生城）の宅地分譲地の早期売却に努める。</p> <p>【目標】</p> <p>令和7年度までに、売却を目指す。</p>	毎年度	都市整備課 支所産業建設課(東山・川崎・藤沢)

② 地方公営企業については、中・長期的な視点に立った健全な運営を目指すとともに、定期的に料金などの水準の検証を行い、負担の公平化と適切な財源確保に努めます。

改革実施項目		内容	実施時期	所管課
1	水道料金の収納率の向上 (新規)	<p>口座振替の促進による未納額の発生予防などにより、収納率の向上を図る。</p> <p>【目標】 料金徴収等業務の委託事業者と連携し、市水道事業ビジョンに掲げる、令和7年度における口座振替利用率82.2%の達成を目指す。</p>	毎年度	総務管理課
2	水道料金の改定 (新規)	<p>水道事業会計の将来の見通しをもとに、定期的に水道料金の水準の検証を行い、適切な料金収入の確保に努める。</p> <p>【目標】 水道事業経営審議会の意見、答申を踏まえ、将来の施設更新に必要な財政基盤の強化を図る。</p>	令和4年度	総務管理課
3	下水道使用料の経費回収率 (※6) の向上 (継続)	<p>下水道の維持管理費の節減と水洗化率の向上とともに、使用料収入の確保を図る。</p> <p>【目標】 経費回収率の向上を目指し、維持管理費の節減と水洗化率の向上を図りながら、使用料収入の確保に取り組む。</p>	毎年度	下水道課 東部上下水道課
4	汚水処理施設の有収率(※7) の向上 (新規)	<p>下水道管やマンホールの継ぎ目などから侵入する、地下水や雨水(不明水)を減少させることにより、有収率の向上を図る。</p> <p>【目標】 不明水を減少させることにより、有収率の向上と流域下水道維持管理負担金の減額に取り組む。</p>	毎年度	下水道課 東部上下水道課

※6 経費回収率：汚水処理に要する費用に対する使用料収入の割合

※7 有収率：処理した汚水のうち、使用料の徴収対象となる有収水の割合

③ 第三セクターについては、事業内容や経営状況を常に把握し、継続的な指導・監督を行います。

改革実施項目		内容	実施時期	所管課
1	第三セクターの見直し (継続)	<p>経営状況を常に把握するとともに、継続的な指導・監督を行い、経営の健全化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花泉観光開発 株式会社 ・室根総合開発 株式会社 <p>【目標】 次の取組を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 経営状況等の把握、監査、評価 ② 経営状況等の情報公開 ③ 経営責任の明確化と徹底した効率化等 ④ 公的支援（財政支援）の考え方 	毎年度	観光物産課 支所産業建設課（花泉・大東・室根）
2	公益財団法人 岩手県南技術研究センターの事業成果の検証 (継続)	<p>研究開発事業、ものづくり人材育成事業及び地域連携事業の重点3事業が適切に実施されているか検証する。</p> <p>【目標】 次の実施状況について検証する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 技術相談件数及び試験分析機器の利用件数 ② 技術講習会及び子どものための科学体験講座の受講者数 ③ 企業情報交換会及び地域企業情報ガイドンスの参加企業数 	毎年度	工業労政課

(5) I C T (情報通信技術) の活用



- ① I C Tについては、導入の可能性や費用対効果などを検討し、民間のノウハウなどを取り入れながら、I C Tを活用した新たな行政サービスの提供に努めます。
また、定型的な業務は、ソフトウェアロボットによる自動化などにより、内部事務の合理化を推進します。

改革実施項目	内容	実施時期	所管課
1 電子申請等の拡充 (継続)	<p>マイナポータル（※8）による電子申請など、I C Tを活用した行政手続や行政情報の提供を行う。</p> <p>【目標】 電子申請等が可能な手続を、30種類に増やす。 ※ 令和2年度は19種類 ・マイナポータルによる手続 14種類 ・コンビニ交付サービスによる証明書等 5種類</p>	毎年度	総務課 各所管課
2 内部事務の合理化 (新規)	<p>R P A（※9）やA I -O C R（※10）など、I C Tを活用した内部事務の合理化により、業務の効率的を図る。</p> <p>【目標】 毎年度、4業務程度を新たに導入する。</p>	毎年度	財政課 各所管課
3 文教施設予約システムの構築 (継続)	<p>市民の利便性向上のため、文教施設予約システムを構築する。</p> <p>【目標】 令和3年度にシステムを導入し、運用を開始する。</p>	令和3年度	まちづくり推進課

※8 マイナポータル：国が運営するオンラインサービス。子育てや介護をはじめとする行政手続きをワンストップで行うことができ、行政機関からのお知らせなども確認できる

※9 R P A (Robotic Process Automation)：ソフトウェアロボット技術により、定型的な事務を自動化すること。一定のルールに従って単純作業を行うことができる

※10 A I -O C R (Artificial Intelligence - Optical Character Recognition) : OCR
(手書きや印刷された紙データを、スキャナやプリンタなどで読み取り、コンピュータが利用できるデジタル文字に変換する技術) にA I (人工知能) を搭載し、前後の文字や学習データから文字を連想することで、従来のOCRに比べ、より高い精度の文字認識を行うことができる

改革実施項目		内容	実施時期	所管課
4	電子マネーでの公金収納 (新規)	市民の利便性向上のため、電子マネーでの公金収納を導入する。 【目標】 令和3年度に導入し、運用を開始する。	令和3年度	収納課
5	各種講座のオンライン配信 (新規)	市民の利便性向上のため、市民センター等で開催する講座のオンライン配信を行う。 【目標】 令和3年度に導入し、運用を開始する。	令和3年度	いきがいづくり課
6	オンラインでの消費生活相談 (新規)	市民の利便性向上のため、タブレット等によるオンライン相談を行う。 【目標】 令和3年度に導入し、運用を開始する。	令和3年度	生活環境課
7	オンラインでの特定保健指導 (新規)	市民の利便性向上のため、スマートフォンやパソコンを用いたオンライン指導を行う。 【目標】 令和3年度に導入し、運用を開始する。	令和3年度	健康づくり課
8	博物館での展示ガイド (新規)	来館者の利便性向上のため、スマートフォンとアプリケーションを用いた展示ガイドを行う。 【目標】 令和3年度に導入し、運用を開始する。	令和3年度	博物館

※ No.4～7は、毎年度、一関市行財政改革推進審議会に利用件数を報告する。

(参考) 改革実施項目別の項目数

改革実施項目（継続、新規の内訳）	項目数
(1) 協働によるまちづくりの推進	4
①（継続 4）	4
(2) 職員と組織の最適化	7
①（継続 7）	7
(3) 事務事業、公共施設の見直し	20
①（継続 6、新規 3）	9
②（継続 10、新規 1）	11
(4) 財政運営の健全化	14
①（継続 7、新規 1）	8
②（継続 1、新規 3）	4
③（継続 2）	2
(5) I C T（情報通信技術）の活用	8
①（継続 2、新規 6）	8
合計（継続39、新規14）	53

3 行政改革の推進体制

(1) 推進体制

次の体制により、行政改革を着実に推進します。

① 一関市行財政改革推進審議会

知識経験者など、民間委員15人で構成する審議会です。

市長の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する重要事項について、調査及び審議を行います。

また、市が集中改革プランの実施状況などを審議会に報告し、意見を求めます。

② 市民の意見の反映

市民の意見を行政改革に反映するため、必要に応じてパブリックコメントを行います。

③ 市民との情報共有

市民の理解と協力を得ながら行政改革を推進するため、行政改革の取組や集中改革プランの実施状況などを、市広報やホームページで公表します。

④ 一関市行財政改革推進本部

副市長を本部長とし、教育長、各部長、支所長などで構成する組織です。

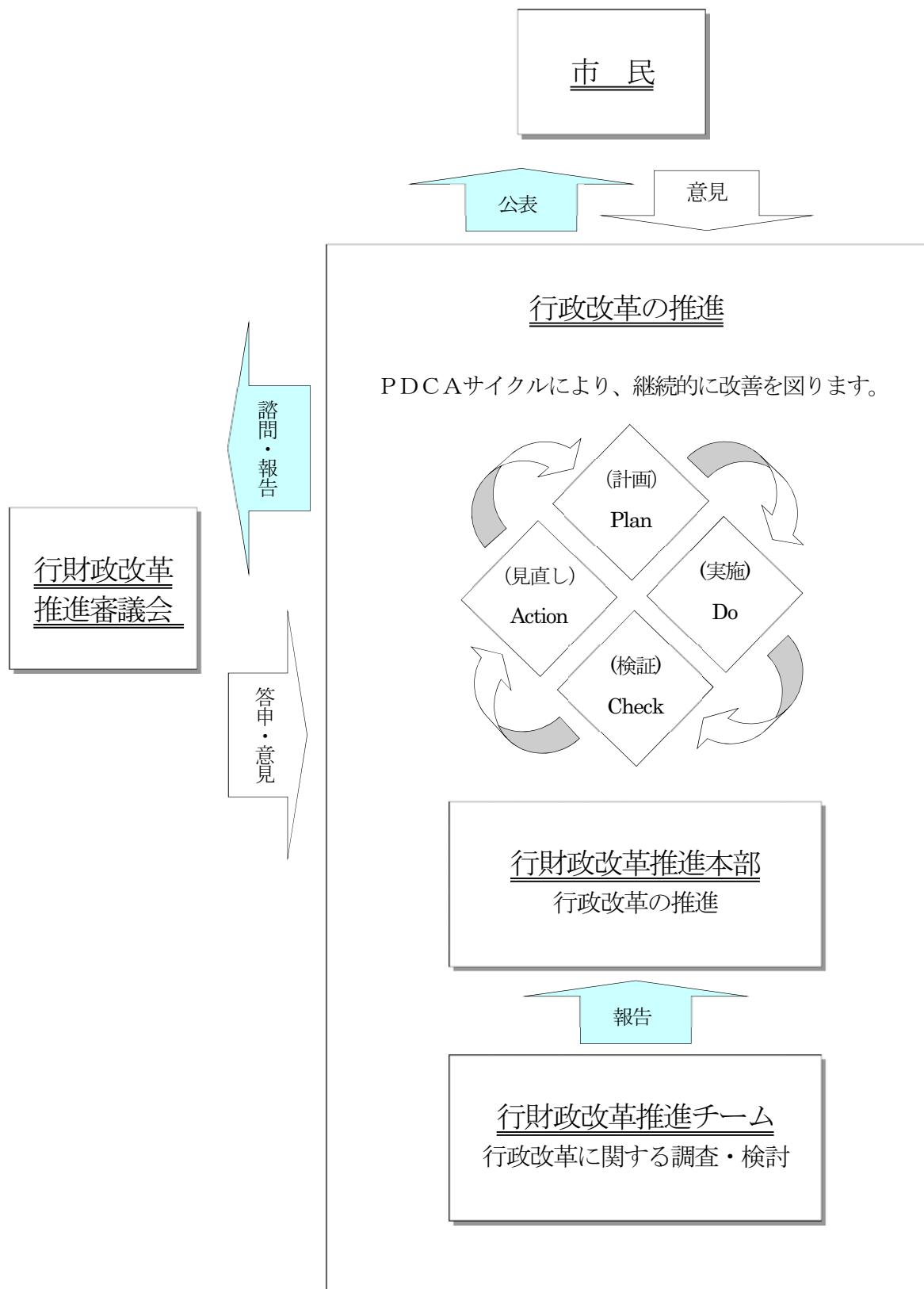
行政改革大綱の策定や実施、行政改革に係る重要事項に関することについて所掌し、全庁体制で行政改革を推進します。

⑤ 一関市行財政改革推進チーム

総務部長を座長とし、課長級職員で構成する組織です。

行政改革に関する調査・検討を行います。

(2) 推進体制図



4 行政改革による財政効果額

本プランの取組によって見込まれる財政効果額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

改革実施項目	年度別効果額					5か年 計
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	
(1) 協働によるまちづくりの推進						
①	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—
(2) 職員と組織の最適化						
①	93	162	247	328	361	1,192
小計	93	162	247	328	361	1,192
(3) 事務事業、公共施設の見直し						
①	117	218	318	418	518	1,591
②	—	—	—	—	—	—
小計	117	218	318	418	518	1,591
(4) 財政運営の健全化						
①	71	73	110	67	133	454
②	—	—	—	—	—	—
③	—	—	—	—	—	—
小計	71	73	110	67	133	454
(5) I C T (情報通信技術) の活用						
①	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—
(6) 人件費の重複分 (控除)		0	32	32	32	129
合計 [(1)+(2)+(3)+(4)+(5)-(6)]		281	422	644	781	980
						3,108

※ 効果額は、表示単位未満の数を四捨五入しているため、内訳と各計が一致しない場合があります。

※ (6)は、(1)～(5)の効果額のうち、人件費の重複分を減じるもので

【参考】 I C Tの活用による削減見込み業務時間数

R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
450 時間	1,050 時間	1,650 時間	2,250 時間	2,850 時間

参考資料



SDGsにおける 17のゴール



1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



4 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女兒のエンパワーメントを行う。



6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々に水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。



9 産業と技術革新の基盤をつくる

強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



10 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する。



11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



12 つくる責任 つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する。



13 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



15 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。